資料1-1

1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等

- 現行の<u>技能実習制度を発展的に解消</u>し、<u>人材確保と人材育成</u>を目的と する新たな制度を創設。
- 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
 - ※ 現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿わないものは、 新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- <u>受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野</u> に限定。 ※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、<u>特定技能の業務区分と同一とし</u>、<u>「主たる技能」を定めて育成・評価</u>(技能検定、特定技能評価試験等)。
- 試験不合格となった者には<u>再受験のための最長1年の在留継続</u>を認める。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- 受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて柔軟に変更、<u>有識</u> 者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新制度での転籍の在り方

ど))を設け、同一分野内に限る。

- 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
- → 人材育成等の観点から、一定要件(同一企業での就労が1年超/技能検 定基礎級合格、日本語能力A1相当以上のレベル(日本語能力試験N5合格な
- ▶ 転籍前企業の初期費用負担につき、不平等が生じないための措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による<u>転籍支援</u>を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、新制度による再度の入国を認める。
 - ➤ それまでの新制度による滞在が2年までの者に限る。
- ▶ 前回育成時と異なる分野を選択可能。

5 監理・支援・保護の在り方

- <u>技能実習機構</u>の監督指導・支援保護機能を強化し、特定技能外国人への 相談援助業務を追加。
- ・ 監理団体の許可要件厳格化
- ➤ 監理団体と受入れ企業の<u>役職員の兼職に係る制限又は外部監視の強化、受入れ企業数等に応じた職員の配置、相談対応体制の強化</u>等。
- ※ 優良監理団体については、手続簡素化といった優遇措置。
- 受入れ企業につき、育成・支援体制等に係る要件を整備。

6 特定技能制度の適正化方策

- 新制度から特定技能 1号への移行は、以下を条件。
 - ①技能検定3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ②日本語能力A2相当以上のレベル(日本語能力試験N4合格など)
 - ※当分の間は相当講習受講も可
 - 登録支援機関の登録要件や支援業務委託の要件を厳格化。

7 国・自治体の役割

- 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- ・ 送出国と連携し、不適正な送出機関を排除。
- 業所管省庁と業界団体の連携による受入れ環境整備のための取組。
- 自治体において、生活相談等を受ける相談窓口の整備を推進。

日本語教育機関を適正化し、日本語学習の質を向上。

8 送出機関及び送出しの在り方

・ 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。

特定技能2号移行時にB1相当以上のレベル(N3合格など)

- 手数料等の透明性を高め、送出国間の競争を促進。
- ・ <u>受入れ企業が一定の来日前手数料を負担</u>するなどの仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
 - ※<u>就労開始前</u>にA1相当以上のレベル(N5合格など)又は相当講習受講 特定技能1号移行時にA2相当以上のレベル(N4合格など) ※当分の間は相当講 習受講も可
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。